



全国社会保険労務士会連合会が 「社労士会労働紛争解決センター」を開設！！

全国社会保険労務士会連合会(会長:大槻哲也)は、7月11日に法務大臣の認証を、7月22日に厚生労働大臣の指定を受け、個別労働関係紛争の解決を目的とする認証ADR機関「社労士会労働紛争解決センター」を8月1日に開設、社会保険労務士会館(東京都中央区)で開所式を開催した。

急増する個別労働関係紛争

経済のグローバル化に伴い、国際競争激化の波が我が国の企業に押し寄せている。企業においては、リストラや労働条件の引き下げ、成果主義の導入等様々な対応を行ったが、その結果、労働者の権利意識、また法令遵守(コンプライアンス)に対する社会的意識の高まりにより、個別の労働者との間に様々な紛争が起きている(個別労働関係紛争)。

先ごろ厚生労働省が発表した資料によると、平成19年度の1年間に都道府県労働局の相談窓口寄せられた労働相談件数は、100万件を突破し、個別労働関係紛争の裁判外紛争解決手続である「あっせん」の申請件数は7,000件を超えており、個別労働関係紛争の急増を示している。



▲開所式で挨拶する大槻連合会会長

労務管理の専門家の視点で円満解決

社会保険労務士は労務管理の専門家として、日頃から企業において円満な労使関係の構築・維持に貢献してきたが、平成19年4月に「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」が施行されたことから、同法に基づく認証ADR機関として「社労士会労働紛争解決センター」を開設、その知見を活かし、発生してしまった個別労働関係紛争を円満に解決する事業を展開することとした。

同センターが行う手続は、あっせん委員(社会保険労務士)が労使双方からの意見を聴取したうえで、和解契約を締結する「あっせん」方式を採用。裁判によらず簡易・迅速・低廉そして円満に紛争を解決できることが最大の特徴。あっせんは、これまで都道府県労働局も行っているが、同センターでは毎週水曜日の夜間と毎月第2土曜日に行うことで、利用者の利便性の向上を図ることとしている。

大槻連合会会長は「社労士会労働紛争解決センター」の開設は、社会保険労務士の社会貢献の一環としての我々の10年来の目標であり、大変喜ばしい。このセンターが、紛争に悩む労働者や経営者の皆様のお役にたてることを期待してやまない。」とのコメントを発した。

社会保険労務士会ではこれまでに、京都府社会保険労務士会が「社労士会労働紛争解決センター京都」を開設しており、今後、各地域の社会保険労務士会が順次同センターを開設することとしている。

～本件に関するお問い合わせ・取材は～
全国社会保険労務士会連合会
広報担当室 福岡
TEL 03-6225-4864